

調査事項 4. 行動計画見直しの参考となる事項 ※過去整理からの追加分
 (環境本省が実施する各種検討会の資料、他の地域ブロック協議会
 で策定している行動計画等より)

■他の地域ブロック協議会で策定された行動計画等に記載されている内容

参考文献・事例	支援チーム運営マニュアル
作成元	大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会
作成年月	平成 30 年 3 月
広域連携に関する記載項目	①平時に共有する情報の規定 ②支援チーム設置手順等 ③支援チームの活動内容 ④支援チームへの派遣検討依頼文書様式 ⑤支援チームへの派遣要件

①平時に共有する情報の規定

表 1 連絡窓口情報の項目

様式記入主体	共有する情報の内容	備考
都県 市区町村	住所	
	アクセス方法	
	担当課	
	担当者名	優先順位をつけて3名程度共有
	電話(課代表)	優先順位をつけて3つ程度共有
	FAX	同上
	メールアドレス	同上
	防災無線	任意
	衛星電話	任意
	緊急時連絡先(携帯番号等)	任意であるが緊急時用のため、可能な限り登録する(公用、私用は問わない)

②支援チーム設置手順等

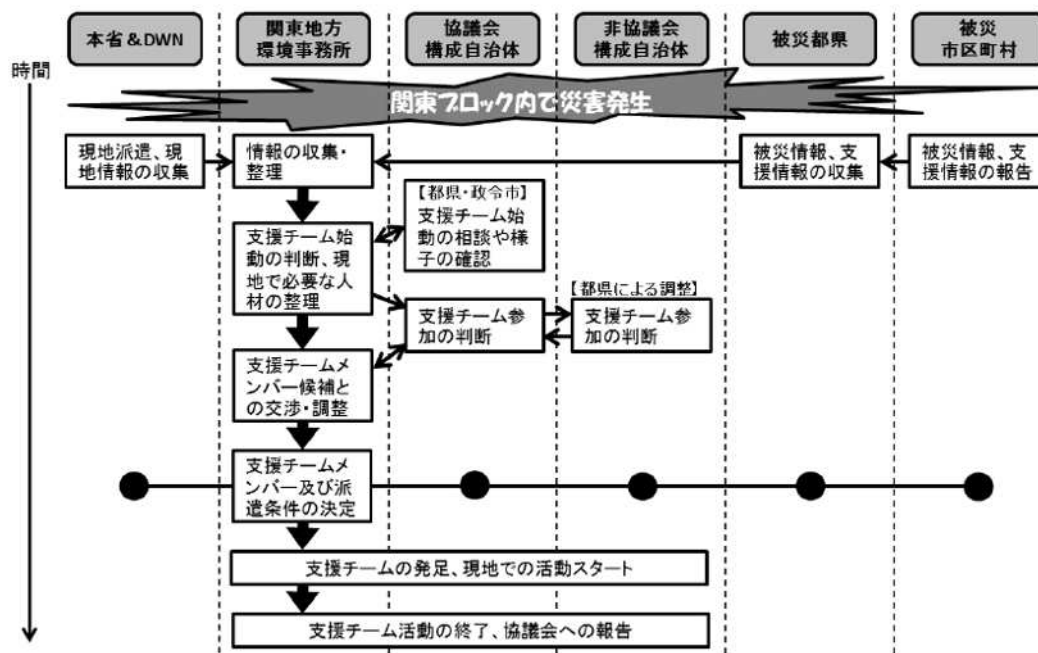


図 2 支援チーム設置フロー

③支援チームの活動内容

表2 現地で想定される業務の種類（参考）

業務の種類	業務の項目
A 仮置場や不法投棄現場の状況確認支援	仮置場に赴き、搬入物の量、種類、分別状況等を確認して報告する。
	仮置場の管理者や被災自治体の担当者と協議し、問題点を抽出・整理する。
	仮置場の周辺住民へのヒアリングを行い、問題点を抽出・整理する。
	仮置場の運営や管理について、助言を行う。（技術的事項はDWNが中心）
B 仮置場の管理支援	仮置場現地に常駐し、搬入される廃棄物の確認、誘導に関する助言等の支援を行う。
	仮置場現地に常駐し、交通整理に関する助言等の支援を行う。
C 収集運搬支援	全都清等からの支援内容を取り纏め、派遣期間、人数、車両の種類・台数、宿泊先の確保、支払い費用やナビの有無を調整する。
	被災自治体と協議し、支援部隊の割り当て案を作成する。
	回収品目、回収地点（マップ化）の情報をまとめ、支援部隊に提供する。
	収集支援部隊に同行し、収集業務に関する助言等の支援を行う。
D 窓口対応支援	廃棄物に対する問い合わせ（窓口&電話）に対応する。
E 小規模被災自治体における受援体制構築の支援	現状を把握したうえで小規模被災自治体の担当者と協議し、優先して実施すべき事項を整理する。
	被災県や環境省と協議・連携し、小規模被災自治体での廃棄物処理業務をサポートする。
F 被災都県で処理できない廃棄物の受け入れ調整支援	被災都県で処理できない廃棄物の量と質（種類、分別状況等）を整理して取りまとめる。
	関東ブロック管内の受け入れ先の候補・条件を整理して取りまとめる。
	広域処理を行う廃棄物と受け入れ先とのマッチング・調整を行う。
G 共通業務	被災自治体や環境省等の関係会議に出席する。
	日報を作成する。
	その他事務対応にかかる業務を実施する。

※被災自治体での業務には、自治体内部の事務（契約、予算）や災害報告書の作成等の業務もある。本マニュアルでは、応急対応期までの支援を想定しているため、応急的な支援以外の継続的な業務に関しては、支援を想定していない。但し、自治体間での協定等による支援の実施については、本マニュアルが妨げるものではない。

④支援チームへの派遣検討依頼文書様式

(様式2)

事務連絡

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市長 殿

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会事務局

(関東地方環境事務所 所長)

〇〇災害における関東ブロック協議会支援チーム設置に係る職員派遣の
検討の依頼について(依頼)

環境行政の推進につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、先日発生した〇〇災害により多大なる被害を受けた〇〇市の災害廃棄物処理対応
に関して、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会として、大規模災害発生時における
関東ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づき、支援チームによる支援を実施すること
となりました。

つきましては、被災自治体を支援することを目的として、貴市職員の支援チームへの派遣
について御検討いただき、〇月〇日までに下記連絡先に回答いただくよう、よろしくお願い
申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、派遣条件につきましては、支援チーム運営マニュアルにてあらか
じめ定められた条件になりますことをご了承いただけるようよろしくお願いいたします。

(都県宛の場合) また、協議会構成員以外の市区町村への依頼については、貴県より調整い
ただけるようよろしくお願いいたします。

記

派遣期間：

派遣先自治体：

派遣人数：

派遣要件：別紙参照

回答期限及び連絡先：

⑤支援チームへの派遣要件

(様式2) (別紙)

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会 支援チーム派遣要件

1. 派遣予定者の選定要件

現在又は過去において、廃棄物を担当したことがある職員とする。災害廃棄物処理の対応経験は不要。

2. 派遣形態

環境省から旅費支給等ができないため、外勤又は出張扱いによる派遣とできること。

3. 経費等

派遣者の事故などに関する補償対応は、原則、派遣する都県及び市区町村が行う。

支援に赴く際及び現地での移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊、食事の手配に係る経費は、派遣する都県及び市区町村が措置する。

4. 派遣期間

全体期間は依頼書にある通りだが、5日程度の連続勤務を交代で行うこととなる。状況により、派遣は3～4回のローテーションもあり得るため、極力、同一派遣者による対応とする。

5. 業務内容

現地状況により、都度、検討を行うことを基本とするが、想定される業務については、「支援チーム運営マニュアル 表2 現地で想定される業務の種類」を参照とする。

6. 派遣者に対する安全確保について

安全確保方針として、派遣者は、環境省職員を含むチームで活動をし、単独作業による危険を回避させる。

但し、派遣者の事故等に関する補償対応は、原則、派遣する都県及び市区町村が行う。

7. 派遣予定者の連絡先の共有

現地における作業をスムーズにするため、現場で連絡の取れる携帯番号等を支援チーム内で共有を行う。支援予定者が決定次第、関東地方環境事務所に連絡を行う。

以上

参考文献・事例	災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（災害応急対応時）概要版
作成元	大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	・広域連携計画の概要版

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（災害応急対応時）概要版 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 令和2年3月

1. 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画の目的・概要

- 中部ブロック（※下欄）において広域連携が必要となった場合に備え、中部圏知事会において締結されている「災害時等の応急に関する協定 実施細則（防災）」と整合を図り、発災前、災害応急対応時、災害復旧・復興時、対応完了後の災害廃棄物対策に関する広域連携手順のモデルを示すために策定。
- 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会構成員の合意に基づき策定した計画であり、本計画に基づき、各主体は相互扶助の精神で可能な範囲で県域を越えた連携を行うものとする。
- なお、本計画は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画に位置づけられる。

表 被災県市と主たる応援県市の一覧表
〔災害時等の応急に関する協定 実施細則（防災）（別表1）〕

被災県市	主たる応援県市
富山県	1 石川県 2 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県
福井県	1 石川県 2 岐阜県
岐阜県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
静岡県	1 愛知県 2 三重県 3 滋賀県
愛知県	1 岐阜県 2 静岡県 3 三重県
三重県	1 愛知県 2 静岡県 3 岐阜県
滋賀県	1 岐阜県 2 静岡県 3 三重県

2. 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく広域連携体制構築の流れ（発災～災害応急対応時）

- 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画では、被災県への支援を主導する「幹事支援県」を位置付け、速やかに被災地支援を行えるような連携体制の構築を規定している。
- ここでは、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づく広域連携体制を構築するために、各自治体が発災～災害応急対応時に対応すべき事項の要点を整理する（詳細については、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画を参照のこと。）。

①被災状況等の共有【全県共通】

件内の記号は下記を意味する
○：市町村又は民間団体、◇：県、○：中部地方環境事務所

- 市町村は、自地域内の被災状況・災害廃棄物発生量・仮置場等に係る情報を県に報告する。
- 県は、県内市町村からの報告内容を集約し、集約した内容を中部地方環境事務所に報告する。
※発災後は被災状況が逐次更新されるため、報告の際は時点情報を必ず明記する。

②被災状況等の集約・共有【全県共通】

- 中部地方環境事務所は、各県の被災状況等を集約し、定期的に各県を通じて中部ブロック管内の被災状況等を中部ブロック内の自治体に提供する。

③支援準備要請・緊急処理準備要請【応援県・応援市町村】

- 主たる応援県は、被災県からの要請を待つことなく、県内市町村・民間団体等に対して、支援準備・緊急処理準備要請を行う。
- 要請を受けた市町村・民間団体等は、可能な支援内容を県に報告する。
- 主たる応援県は、県内市町村等からの報告内容を集約し、県内で可能な支援について、中部地方環境事務所に報告する。

④支援要請・緊急処理要請【被災県・被災市町村】

- 被災市町村は、自らのみでは対応が困難であると判断した場合、県に必要な支援について要請する。
- 被災県は、県内市町村からの要請内容を精査・集約し、自県の支援要請内容も含め、左記の応援県・順位が最も高い県に対して、必要な支援について要請し、その内容を中部地方環境事務所に報告する。
※被災県は、集約して順次要請するなど支援要請・緊急処理要請全体に遅れが出ないよう留意する。

⑤幹事支援県決定【幹事支援県・被災県】

- 被災県市と主たる応援県市の一覧表」の「応援県順位」の最も高い県は、特段の事情が無い限り、幹事支援県として被災県の支援を主導する。
- 幹事支援県は、その旨を被災県と中部地方環境事務所に報告する。

⑥割り振り調整【幹事支援県・支援県・被災県】

- 幹事支援県は、被災県と密に連絡を取り、どのように被災地支援を投入するか、被災県の考え方・意図を確認し、支援の割り振り等を調整する（必要に応じ他の応援県と調整し、幹事支援県だけの支援では不足する場合、応援県は支援県として被災県を支援する）。
- 中部地方環境事務所は、割り振り調整に関して、適宜、技術的助言を行う。

⑦割り振り決定【幹事支援県・支援県・支援市町村】

- 幹事支援県は、被災県と協議・調整した支援の割り振り結果と被災自治体の要請内容を県内市町村・民間団体等に伝達する（必要に応じ支援県にも伝達する）。
- 連絡を受けた市町村・民間団体等は、それぞれの支援先となる被災市町村に直接連絡を入れ、各種必要な調整・手配等を行った上で迅速に支援する。
- 連絡を受けた支援県は幹事支援県と連携して被災県を支援する。

図 中部ブロックの範囲

下記9県の範囲
・富山県
・石川県
・福井県
・長野県
・岐阜県
・静岡県
・愛知県
・三重県
・滋賀県

図 広域連携体制構築の流れ（発災～災害応急対応時）

参考文献・事例	近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画 第2版（令和元年7月）
作成元	大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会
作成年月	令和元年7月
広域連携に関する記載項目	・情報伝達訓練に係る「様式集」

例：受援・応援回答書

※黄色セル部分を入力
【様式4-3: 受援・応援回答書】 ●応援要請・申出を受けて受援・応援のマッチングの際に使用する(府県・国が使用)。

回答日時	回答日	2019/1/1	応援可否	
	回答時間	9:00	人材	
受援自治体	府県名			
	市町村			
	課名		応援可否	
発信者 (府県又は国)	組織名		機材	
	部署名			
	担当者名			
	電話番号	99-9999-9999	応援可否	
対象災害	発生日	2019/1/1	処理	
	種別			
	災害名			

●被災自治体等からの応援要請と応援申出を受け、府県内の市町村間の応援については府県が、府県を超えた応援については国がマッチングし、受援側・応援側の双方に発信

●回答内容については、受援側と応援側の自治体とで直接電話等により確認を行い、応援初日は双方の調整会議を実施

●受援自治体は、受援環境の整備として活動スペースや資機材の提供等、活動に必要な情報の共有として、不慣れな状況をおこなう情報や処理のルール、進捗状況等の情報を支援自治体に提供し支援者の活動をサポート

●【機材】車両の積載能力ごとに可能な限り調整し、過不足は応援実施後に見直しを図る

■応援可否・応援内容 ※貴自治体へ、応援可能な自治体の応援可能内容

応援可能市町村/民間事業者	府県名/事業者名	担当者	応援可能開始予定日	2019/1/1
	市町村/部署名	TEL	99-9999-9999	
	課名	E-MAIL	qqq@.jp	

【人材】必要人員・期間

事務系		廃棄物系技術者		土木系技術者		その他(運転者・積込み・仮置場分別援助等)			
可能人数(人)	可能期間(日)	可能人数(人)	可能期間(日)	可能人数(人)	可能期間(日)	(具体的に)		必要人数(人)	必要期間(日)
数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	自由記述		数値入力	選択・数値入力

仮設トイレ

種別	(台・個数)	可能期間(日)	【機材】車両・資機材(その他車両以外は4トン車として記入)									
			ごみ収集運搬車両(パッカー車)			し尿収集運搬車両(バキューム車)			その他車両(コンテナを含む)			
			トン	(台)	可能期間(日)	トン	(台)	可能期間(日)	トン	(台)	可能期間(日)	
-	数値入力	選択・数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力	数値入力	選択・数値入力
携帯トイレ												
簡易トイレ												
組立トイレ												
災害用トイレ												

【処理】

種別	受入可能量(t)	受入可能曜日	受入可能時間	運搬の可否	備考
選択・自由記述	数値入力	自由記述	自由記述	選択・自由記述	自由記述
-	-	「月-土」など	「8:00-17:00」など	-	

【二次仮置き場】 ※被災市町村外での仮置きが必要な場合のみ、対象廃棄物の種類・搬出時期等を入力してください

名称	面積(ha)	所在地	受入物	受入開始時期の目安(優先度)	備考
自由記述	0.0	自由記述	選択・自由記述	選択・自由記述	自由記述
●●運動場、など					

※課題(自由記述)

■実際の災害時における、行動計画に基づいた対応の実例

参考文献・事例	災害廃棄物対策東北ブロック協議会 令和元年度第2回会議資料
作成元	大規模災害時廃棄物対策東北ブロック協議会
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	①令和元年台風第15号・第19号における関係機関との連携 ②令和元年台風第15号・第19号における地域ブロック行動計画の発動の実例（関東ブロック、中部ブロック）

①令和元年台風第15号・第19号における関係機関との連携

3. 関係機関との連携

防衛省・自衛隊との連携

- 防衛省・自衛隊と連携し、7県23市町村において、宅地や路上からの災害廃棄物の撤去活動を実施。
- 本省及び現場において、防衛省・自衛隊・環境省が自治体等と調整を行い、効果的な撤去を実施。

ボランティアとの連携

- 市区町村（環境部局、都市部局）は、自衛隊、ボランティア（社会福祉協議会）・NPO、環境省と連携して、環境省事業、国土交通省事業等により災害廃棄物の撤去を実施。
- 特に、ボランティア・NPO等の活動で発生した災害廃棄物等が、宅地前の道路等に堆積して交通の障害等が発生させることのないよう、市区町村が調整して仮置場への災害廃棄物の搬出を実施。

「One NAGANO(ワンナガノ)」

- 長野県長野市においては、「One NAGANO(ワンナガノ)」と呼ばれる、市民・ボランティア・自治体・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を越えた多くの関係者が一体となって、災害廃棄物の撤去を実施。
- 昼間にボランティア等が街中の災害廃棄物を集積場所（赤沼公園）に集め、夜間に自衛隊が長野市の管理する仮置場へ移送。

農林水産省との連携

1. 事業概要
農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ビニールハウス、稲わら等の撤去・処理を支援。

2. 処理スキーム
被災した農家が被災した農業用ビニールハウス、稲わら等を撤去。市町村とJA等が場所と日時を設定し、被災した農業用ビニールハウス、稲わら等を集積。市町村が委託した処理業者が農業用ビニールハウス、稲わら等を処理。

国土交通省との連携

※堆積土砂撤去事業は、二次被害のそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可能
※災害等廃棄物処理事業は、市町村が生環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接連携可

②令和元年台風第15号・第19号における地域ブロック行動計画の発動の実例（関東ブロック、中部ブロック）

4. 地域ブロック行動計画の発動

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画の発動手順

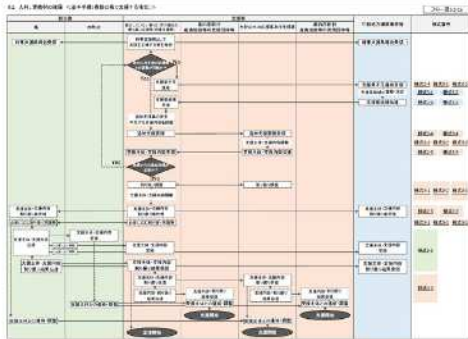
行動計画で規定されている協議会構成員に対する職員派遣の検討依頼に基づき、支援自治体が廃棄物担当職員の派遣支援を実施。

台風第19号における職員派遣依頼

大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画の発動手順
 協議会構成員に対する職員派遣の検討依頼に基づき、支援自治体が廃棄物担当職員の派遣支援を実施。

中部ブロックの災害廃棄物対策行動計画の発動手順(人的支援)

以下フローを踏まえ、支援自治体が廃棄物担当職員の派遣支援を実施。



中部ブロックの災害廃棄物対策行動計画の発動手順(広域処理支援)

以下フロー及び被災県に対する応援県の規定に基づき、富山県が広域処理の調整支援を実施。



地域ブロック内支援自治体からの廃棄物担当職員の派遣(台風第15号)

地域ブロックの行動計画等に基づき、環境省職員に加えて、関東ブロックでは支援自治体の廃棄物担当職員のべ約190名を被災自治体に派遣し、技術的支援を実施。

派遣元自治体	派遣先自治体
栃木県、東京都、船橋市、柏市、市川市、新崎市	千葉県南房総市
埼玉県、船橋市	千葉県富津市
川越市、八王子市、甲府市、常総市	千葉県館山市
山梨県、北茨城市	千葉県いすみ市
船橋市、柏市、市川市、横須賀市	千葉県緑南町
埼玉県、横浜市、常総市	千葉県内
神奈川県	神奈川県鎌倉市、三浦市

地域ブロック内支援自治体からの廃棄物担当職員の派遣(令和元年台風第19号)

地域ブロックの行動計画等に基づき、環境省職員に加えて、関東ブロックでは支援自治体の廃棄物担当職員のべ約620名を、中部ブロックでは支援自治体の廃棄物担当職員のべ約1,300名を被災自治体に派遣し、技術的支援を実施。

派遣元自治体	派遣先自治体
石川県、豊田市、豊橋市、会沢市、名古屋市、四日市市、豊川市、瀬戸市、春日井市、一宮市、岡崎市、岐阜市、南伊勢町	長野県長野市
小松市、富山市	長野県佐久市
加賀市、津市	長野県飯山市
松原市、能美市	千葉県夜添市
長野県、荒川区	千葉県小布施町
所沢市、さいたま市、松橋区、豊島区、港区、品川区、荒川区	埼玉県東松山市
新潟市、山梨県、目黒区	埼玉県坂戸市
柏市、甲府市	埼玉県沼市
静岡市、中野区、北区、山梨県、足立区、中央区	埼玉県熊谷市
杉並区、文京区、甲府市、江東区	埼玉県蕨市
前橋市、船橋市、常総市、柏市、東村山市、市川市、千代田区、江東区、葛飾区	茨城県大子町
東京都、常総市、江戸川区、台東区、練馬区	茨城県常陸大宮市
常総市	茨城県水戸市
多摩市、府中市、東村山市、山梨県、北茨城市、新宿区	茨城県常陸大田市

行動計画に基づく地域ブロック内広域処理の調整(令和元年台風第19号)

災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、長野県が被災した際には富山県が支援する割り当てを平時からされていたため、富山県が調整を実施し、富山県内の処理施設での広域処理が実現。



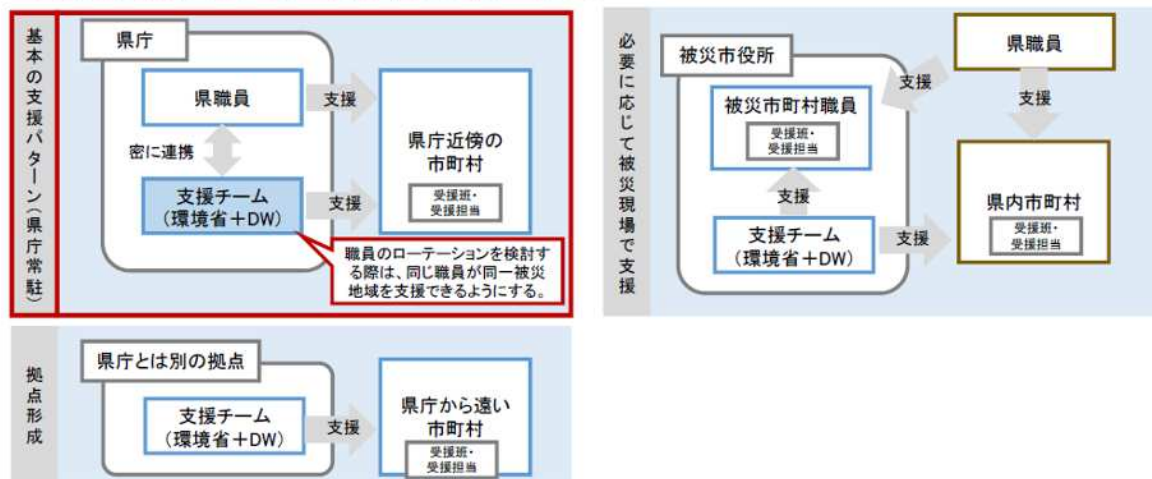
■災害廃棄物対策推進検討会（地域間協調ワーキンググループにおける検討）

参考文献・事例	第2回 平成30年度災害廃棄物対策推進検討会資料
作成元	環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
作成年月	平成31年3月
広域連携に関する記載項目	・支援体制・支援方法

【検討事項1】同時多発化する自然災害を想定した場合の支援の考え方

支援体制・支援方法

- 被災都府県を介した被災市町村への支援を基本とするが、平成30年7月豪雨では被害の大きかった倉敷市へ直接、支援チームを派遣することで手厚い支援を行うことができたため、**必要に応じて被災現場へ赴き、支援を行うことも可能**とする。（※同一県内で派遣が必要な被災市町村数が限定される場合には、直接、被災市町村へ職員を派遣したほうが効率的な場合も考えられる。）
- また平成30年度の振り返りで抽出された課題（県庁から遠い市町への支援が十分に行き届かなかった）を踏まえ、**必要に応じて、県庁以外に拠点を設けて支援を行うことも可能**とする。（※支援者数の絶対的な不足を勘案すると必須条件ではない。）
- 支援チームは**被災自治体の受援班・受援担当**に対して、自治体や民間事業者からの支援状況を確認する。これにより重複した支援を避けることができ、効率的な支援につながる。

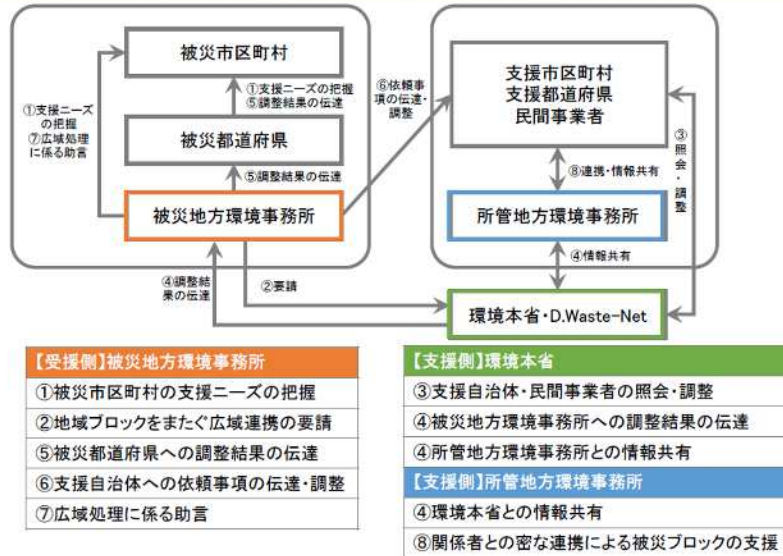


参考文献・事例	第2回 令和元年度災害廃棄物対策推進検討会資料
作成元	環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	①関係者（受援側・支援側）の役割、広域連携の手順 ②派遣計画の検討

①関係者（受援側・支援側）の役割、広域連携の手順

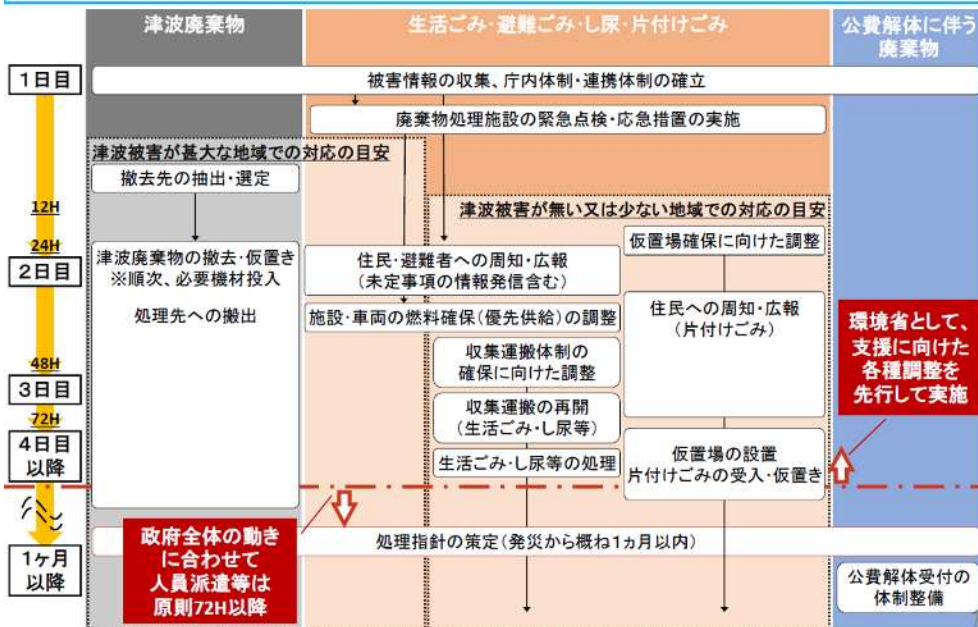
【検討事項1】地域ブロックをまたぐ広域連携方策の検討

5. 関係者（受援側・支援側）の役割、広域連携の手順



②派遣計画の検討

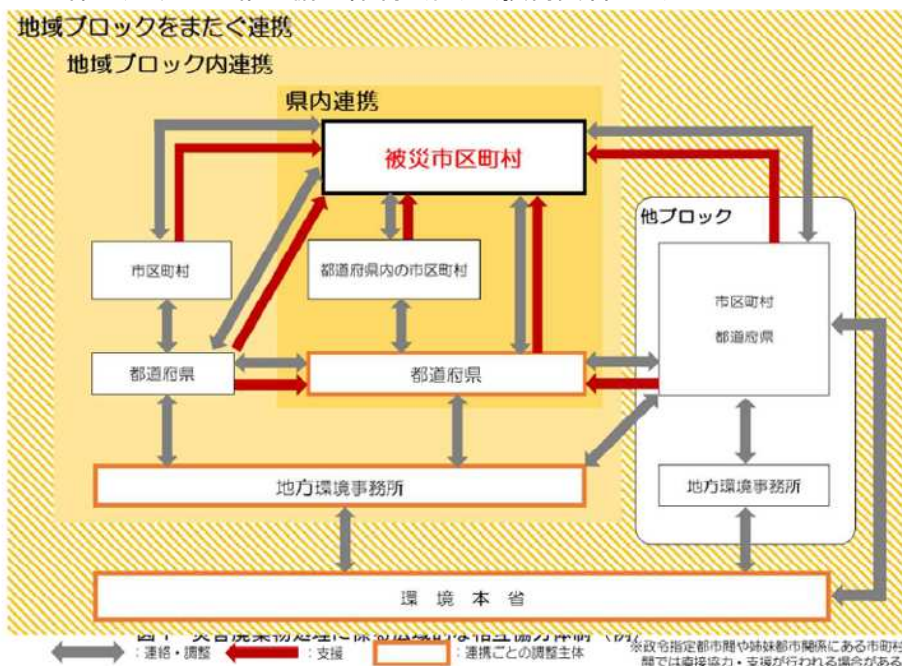
【検討事項1】派遣計画の検討(南海トラフ地震を想定した災害廃棄物処理タイムライン)



■国が公表している資料等に記載されている内容

参考文献・事例	災害廃棄物対策指針（技術資料改定）
作成元	環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	①災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）（技術資料 8-1） ②受援体制の構築について（技術資料 8-3）

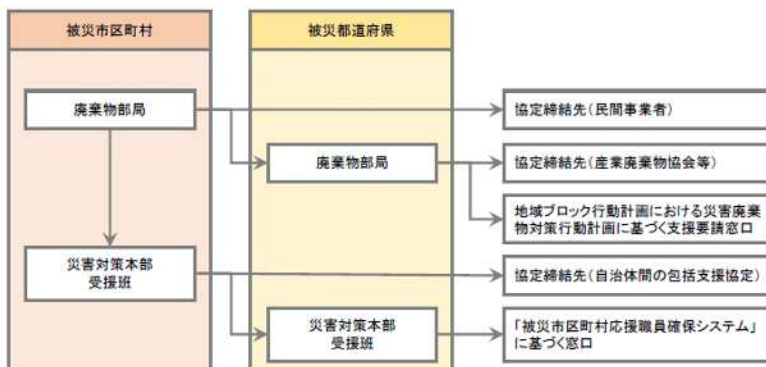
①災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）（技術資料 8-1）



県内連携	都道府県は城内の市区町村と調整を図り、県内市区町村と連携して被災市区町村を支援する。
地域ブロック内連携	地方環境事務所は地域ブロック内の都道府県と調整を図り、支援自治体（地域ブロック内の都道府県や市区町村）と連携して被災市区町村を支援する。
地域ブロックをまたぐ連携	地域ブロック内連携だけでは処理が停滞し、住民の生活環境保全上支障が生じると判断される場合や、早期の地域ブロックをまたぐ広域連携が今後の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理に寄与することが期待される場合には、地方環境事務所と調整・協議を行った上で、環境本省が地域ブロックをまたぐ広域連携を調整する。

②受援体制の構築について（技術資料 8-3） ※項目抜粋

1. 平時からの支援要請ルートの検討
2. 受援に当たって留意すべき事項
3. 受援体制構築の基本的な流れ



※地域ブロック行動計画における災害廃棄物対策行動計画に基づく支援要請窓口は、地域ブロック毎に異なることから、地域ブロック行動計画を確認することが必要。

図1 支援要請の流れ（例）

4. 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

表2 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

【支援者を受け入れる場合】

項目	準備内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ● 可能な範囲で、支援側の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関する あっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ● 就寝のための布団等を準備する。 ● 長期的な支援を受ける場合には、支援者のための住まいを確保することも検討する。(東日本大震災では、支援者のために仮設住宅を確保した事例もある。)

【収集運搬支援を受ける場合】

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援先から派遣されてくる先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 ● 災害廃棄物の集積所や仮置場等が分かる地図、及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ● 高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ● 応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 ● 「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援車両の駐車スペースを確保する。
宿泊場所に関する あっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援者の宿泊場所の確保については、支援側での対応を基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ● 就寝のための布団等を準備する。 ● 応援車両の駐車スペースを確保する。
後発部隊への引継	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。(※先発部隊に対して後発部隊への引継を要望しておくことも可)

5. 受援体制の検討時期

表3-1 受援体制の検討時期(例)

項目	経過時間		
	初期	応急対応(前半)	応急対応(後半)
① 生活ごみや避難所ごみ、し尿、片付けごみの収集に係る人的・物的支援	—————	—————	—————→
② 災害廃棄物の仮置場の管理・運営に係る人的・物的支援	—————	—————	—————→
③ 災害廃棄物処理に係る事務支援(実行計画の策定や補助金事務等)	—————	—————	—————→

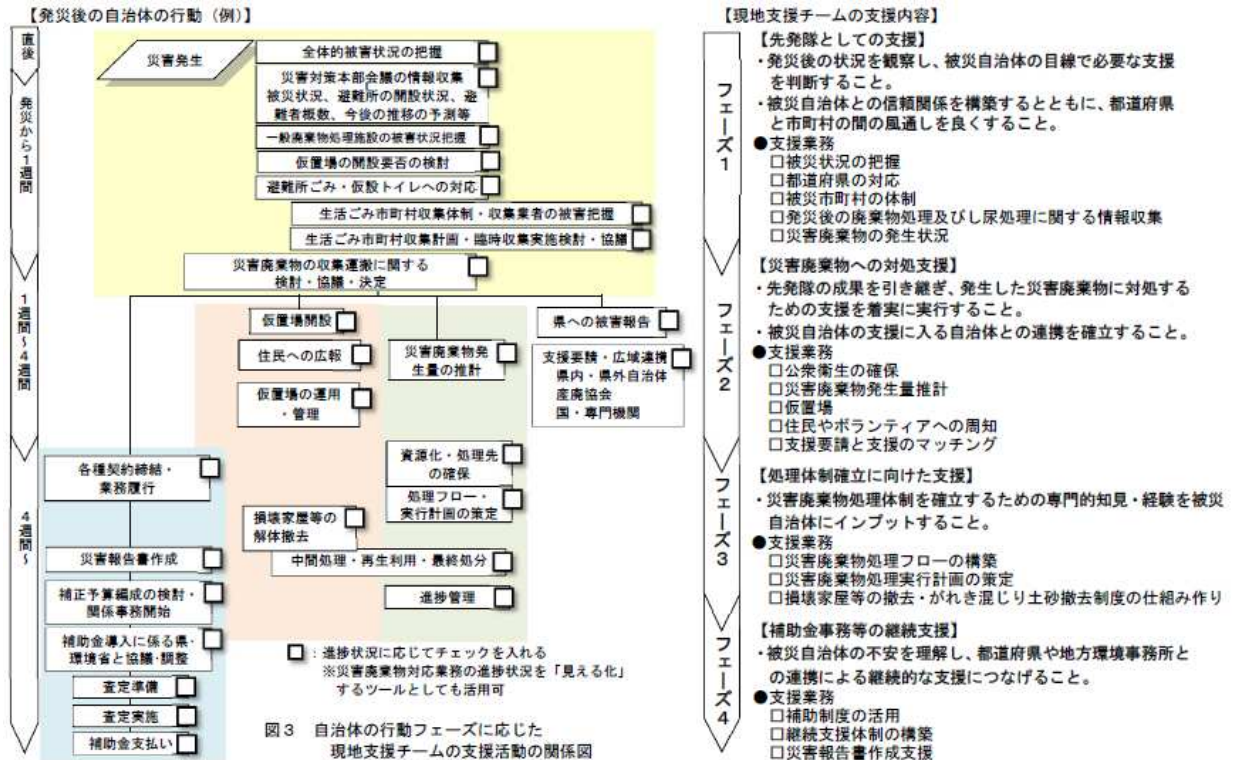
参考文献・事例	市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き
作成元	環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所
作成年月	平成 30 年 3 月
広域連携に関する記載項目	・民間事業者団体の連絡先一覧（D. Waste-Net 関連、廃棄物処理関連、リサイクル関連等）

(2) 連絡先一覧

	名称	所在地	電話番号	FAX 番号
環境省	代表	〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館	03-3581-3351	
	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室	〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 23 階	03-5521-8358	03-3593-8263
	北海道地方環境事務所 環境対策課	〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 3F	011-299-1952	011-736-1234
	東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 2-23 仙台第 2 合同庁舎 6F	022-732-2871	022-724-4311
	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F	048-600-0814	048-600-0521
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2132	052-951-8889
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM8F	06-4792-0702	06-4790-2800
	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号岡山第 2 合同庁舎 11F	086-223-1584	086-224-2081
九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4F	096-322-2410	096-322-2446	
	四国事務所 廃棄物・リサイクル対策課	〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2F	087-811-7240	087-822-6203
D. Waste-Net 全般	国立研究開発法人国立環境研究所	〒305-8506 茨城県つくば市小野川 16-2	029-850-2314	029-858-2645
D. Waste-Net 全般	公益社団法人全国都市清掃会議	〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 3 番 11 号 IPB お茶の水 7 階	03-5804-6281	03-3812-4731
D. Waste-Net 全般	公益社団法人地盤工学会	〒112-0011 東京都文京区千石 4 丁目 38-2	03-3946-8677	03-3946-8678
D. Waste-Net 全般	一般財団法人日本環境衛生センター	〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6	044-288-5093	044-288-5217
D. Waste-Net 全般	一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会	〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-20 エステックビル 3 階	03-5822-2774	03-5822-2775
D. Waste-Net 全般	一般社団法人廃棄物資源循環学会	〒108-0014 東京都港区芝 5-1-9 豊前屋ビル 5F	03-3769-5099	03-3769-1492
D. Waste-Net 全般	公益財団法人廃棄物・3R 研究財団	〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 8F	03-5638-7161	03-5638-7164
D. Waste-Net 処理事業関連	公益社団法人全国産業廃棄物連合会	〒106-0032 東京都港区六本木 3 丁目 1 番 17 号 (第 2AB ビル 4 階)	03-3224-0811	03-3224-0820
D. Waste-Net 処理事業関連	一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会	〒105-0013 東京都港区浜松町 2-2-15 浜松町ゼネラルビル 5F	03-5777-6106	03-5777-6109
D. Waste-Net 処理事業関連	一般社団法人日本環境衛生施設工学会	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-8-4 日本橋コアビル 6F	03-3668-1881	03-3668-1882
D. Waste-Net 処理事業関連	一般社団法人日本災害対応システムズ	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 1 丁目 6-6 イースタンビル 808 号室	022-216-1821	022-216-1840
D. Waste-Net 建設業関連	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-1-3 安和宝町ビル 6 階	03-3555-2196	03-3555-2133
D. Waste-Net	一般社団法人日本建設業連合	〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2 丁	03-3553-0701	03-3551-4954

参考文献・事例	災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル
作成元	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
作成年月	平成 31 年 3 月
広域連携に関する記載項目	①発災後の行動に関する時間軸の目安 ②現地支援時の環境省及び D. Waste-Net の役割 ③現地支援チームの情報共有の様式例

①発災後の行動に関する時間軸の目安



②現地支援時の環境省及び D. Waste-Net の役割

表1 現地支援チームにおける環境省と D. Waste-Net の業務分担例

構成メンバー		業務分担例
環境省	統括 (1～2名)	<ul style="list-style-type: none"> 現地支援チーム全体の統括 支援業務の方向性の決定 災害対策本部・本省・他省庁との現地調整
	統括補佐 (1～2名)	<ul style="list-style-type: none"> 現場支援の統括（災害廃棄物の収集運搬、仮置場運営等） 自治体（都道府県・市町村）への指導・支援ニーズの把握 補助金事務に関する自治体への助言
	担当 (1～2名)	<ul style="list-style-type: none"> 自治体（都道府県・市町村）との連絡窓口 現地支援チームの庶務調整（車両手配・備品管理等） D. Waste-Net との連絡・調整 現地報告書作成
	D. Waste-Net (2～4名)	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知見からの技術的サポート（仮置場管理等） 災害廃棄物処理実行計画の策定支援 仮置場位置図等現地の状況の整理や報告書作成

※現地支援チームのメンバー構成は、災害規模等によって臨機応変に対応するものとする。派遣人材の選定にあたっては、本省災害廃棄物対策室または地方環境事務所にて、都度調整を行う。

※（ ）内は、現地支援チームの1班あたりに配置する人数の目安を示す。

③現地支援チームの情報共有用の様式例

・現地支援チーム日報

現地支援チーム 日報

災害名	〇〇年豪雨災害
報告書作成日	〇〇年〇月〇日(△)
報告書作成者	〇〇 〇〇

支援先自治体	〇〇市
現地支援チームメンバー	環境省(本省): 環境省(地方環境事務所): D. Waste-Net: 自治体(支援): その他:

【現状・課題・対応事項等】

・
・

【写真】

・ 現地支援チーム情報共有シート

現地支援チーム情報共有シート

年 月 日 時点

自治体		
担当部署名		
市役所所在地/連絡先		TEL
出張所名称所在地/連絡先		TEL
		TEL
担当者役職/氏名/連絡先		TEL
役職		氏名
役職		氏名
役職		氏名
役職		氏名
被災地の状況	被災状況の全体像	(例) 災害対策本部から随時入手可
	道路交通状況	(例) 不通区間を把握。
	電気・ガス・水道	(例) 停電地区あり。焼却工場停止中につき要注意。
	自動車燃料供給状況	(例) 営業中ガソリンスタンドの情報は、〇〇より入手可
都道府県の対応		(例) 〇〇課が対応。市町村からの報告を集計中 県の協定活用に向け、すでに調整に入っている。
被災市町村の体制	災害廃棄物処理計画	(例) ない
	災害廃棄物処理に対する理解	(例) 2年前台風10号による補助金対応あり
	人員体制	(例) 専従人員
	一般廃棄物の処理体制	(例) 一部事務組合とのコミュニケーションがとりにくい
	廃棄物収集運搬・処理事業者との協定や契約性	(例) 県協定で調整中
	支援の必要性	(例) 全都清へ打診中。支援要請の規模を検討中
	自衛隊・消防・警察等其他庁との連絡体制	
廃棄物処理及びし尿処理	住民広報・マスコミ対応能力	
	通常の生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬	
	一般廃棄物処理施設の稼働状況	
災害廃棄物の発生状況	し尿処理施設の稼働状況	
	片付けごみの排出状況	
	集積所の排出状況	
	集積所のうち勝手仮置場の発生状況	
	一次仮置場の開設・運用状況	
ボランティア・社協等との調整状況		
【特記事項】		

参考文献・事例	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
作成元	環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	①発災後の行動に関する時間軸の目安 ②情報共有に係る項目及び様式

①発災後の行動に関する時間軸の目安

フェーズ	分類				
災害発生 ～17時間 (水害の場合は、発災前から実施)	1) 安全及び組織体制の確保 (p14) ① 身の安全の確保 ② 通信手段の確保 ③ 安否情報・参集状況の確認※ ④ 災害時組織体制への移行	2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (p15)	3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 (p18)	4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (p19)	5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (p21)
	※委託業者、許可業者の確認も含む	① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡 ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断			① 仮置場の確保
～24時間		③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集	①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保 ①-2 し尿の収集運搬体制の確保 ② 住民・ボランティアへの周知	② 災害廃棄物の回収方法の検討 ③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保 ④ 住民・ボランティアへの周知	
～3日		④ 被災状況の把握と支援要否の判断 ⑤ 被災状況に応じた支援要請	③ 収集運搬の実施	⑤ 仮置場の設置・管理・運営	
～1週間	注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応(例：連絡、情報収集、周知等)は、その後も継続して実施する。 注2) ★：特に決定権者(市区町村長、部局長、課長等)による判断が必須となる。				① 継続的な処理体制への移行 ② 一般廃棄物処理の継続
～3週間					③ 初動対応以降の処理方針の検討

②情報共有に係る項目及び様式

番号	名称
資料2	関係連絡先リスト

①庁内関連部署

組織・部署	担当者/代理者	電話番号/FAX	メールアドレス	その他の連絡手段
災害対策本部	危機管理課 ○○課長	内線 XXXXX	YYY@ZZZtown.lg.jp	防災無線
防災課	防災課 ○○係長	内線 XXXXX		防災無線
下水道課	下水道課 ○○主査	内線 XXXXX		防災無線
道路課				防災無線
総務課				

②関連施設、委託先

組織・部署	担当者/代理者	電話番号/FAX	メールアドレス	その他の連絡手段
●●清掃工場	施設課 ○○課長	XXXX-XX-XXXX		防災無線
●●一部事務組合	○○事務局長	XXXX-XX-XXXX		防災無線
一般廃棄物 処理事業者				
産業廃棄物				

番号	名称
資料3	被害状況チェックリスト

① 施設

施設の名称	利用可否	被害状況・復旧見込	アクセス可否	備考(時点等)
	可/一部可/不可		可/一部可/不可	
	可/一部可/不可		可/一部可/不可	
	可/一部可/不可		可/一部可/不可	
	可/一部可/不可		可/一部可/不可	

注) 焼却施設、最終処分場、し尿処理施設、破碎施設、選別施設、圧縮施設等を対象

② 廃棄物収集車両

チェック対象	利用可否	被害状況・復旧見込	備考(時点等)
	可/一部可/不可		
	可/一部可/不可		
	可/一部可/不可		
	可/一部可/不可		

③ 仮置場(候補地を含む)

施設の名称	利用可否	被害状況・復旧見込	アクセス可否	備考(時点等)
	可/一部可/不可		可/一部可/不可	
	可/一部可/不可		可/一部可/不可	
	可/一部可/不可		可/一部可/不可	

参考文献・事例	災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル(案)
作成元	大阪府・環境省近畿地方環境事務所
作成年月	令和2年3月
広域連携に関する記載項目	・行動計画に基づく国・県・市町村の行動フロー

